

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年7月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、三重県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所: 三重県津市及び伊賀市

原動力の種類: 風力(陸上)

出 力: 最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 9月 6日
環境大臣意見受理	平成30年 11月16日
経済産業大臣意見発出	平成30年 11月21日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年 1月28日
住民意見の概要等受理	平成31年 4月16日
三重県知事意見受理	令和元年 6月26日
経済産業大臣勧告発出	令和元年 7月17日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、常泉

電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

方法書では、設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。

(三重県知事からの意見書の写しを添付)